

兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程

〔平成30年3月28日〕〔平成30年3月28日制定〕
〔学 長 決 定〕〔兵 大 程 第 259 号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下、「本学」という。）が設置する兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス（以下、「オフィス」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 オフィスは、学長の直轄組織として設置し、本学の教育目標を達成するため、教育改革に係る企画立案等を行う。また、学部学科、共通教育機構および各部署と協働することにより組織的な FD と SD を推進し、教育活動および学生支援を充実させ、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 オフィスは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育内容・方法の改善に関する事
- (2) 教材開発・授業改善に関する事
- (3) 教育効果および学修成果の評価方法の開発・実施に関する事
- (4) 教職員間の情報共有・交流の促進に関する事
- (5) 本学の教育理念をふまえた教育研究活動・地域貢献の促進に関する事
- (6) FD・SD に関する学内外の情報、資料等の収集及び発信に関する事
- (7) FD・SD に関する調査・研究に関する事
- (8) 教育の質の向上および教職協働に関する事
- (9) その他、FD・SD に関する事

(室長)

第4条 オフィスに、室長を置く。

2 室長は、本学教員の中から学長が任命する。

3 室長は、オフィスの業務を統括する。

(オフィス会議)

第5条 オフィスに第3条に規定する事業の方針およびオフィスに関する重要な事項を審議するため、オフィス会議を置く。

2 オフィス会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) オフィス室長
- (2) 副学長（教育担当）
- (3) 教学部長
- (4) 共通教育機構長
- (5) FD・SD オフィス推進委員長

(6) その他、学長が必要と認めた者

3 オフィス会議は、室長がその議長となる。

4 議長に事故あるときは、あらかじめ、議長の指名する委員がその職務を行う。

(推進委員会)

第6条 オフィスに、全学的FD・SDを推進するため、FD・SDオフィス推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第3条に規定する事業の運営・実施に係る審議を行い、その企画・立案・実施を行う。

3 委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) オフィス室長

(2) 学長が委嘱する職員

4 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 前項第2号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に委員長を置く。

7 前項の委員長は、学長が指名する。

8 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

9 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を行う。

(他の部署等との連携)

第7条 業務を遂行するに当たって必要があるときは、関係する教職員及び学外有識者等にオフィス会議あるいは推進委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 オフィスの事務は、教務課及び総務課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、オフィスに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。